

鈴鹿市上下水道局障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市上下水道局
任命権者	鈴鹿市上下水道事業管理者
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
鈴鹿市上下水道局における障害者雇用に関する課題	鈴鹿市上下水道局においては、採用活動を行っていないため、障害のある職員が配属された場合に、安心して働くことができる職場環境や相談体制等の整備を推進する必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市上下水道局で合算して法定雇用率を達成する。 (評価方法) 毎年の任免状況の通報により把握し、進捗を管理する。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目指す。 (評価方法) 毎年度末、人事記録等を元に当該年度採用者の定着状況を把握する。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として経営企画課長を選任する（令和元年9月6日に選任済）。 在籍する障害者が5人以上となった場合は、障害者職業生活相談員を選任し、障害者である職員の相談窓口について、グループウェアにより周知する。 役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	新規採用又は他部署から異動してきた障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報

	を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。